

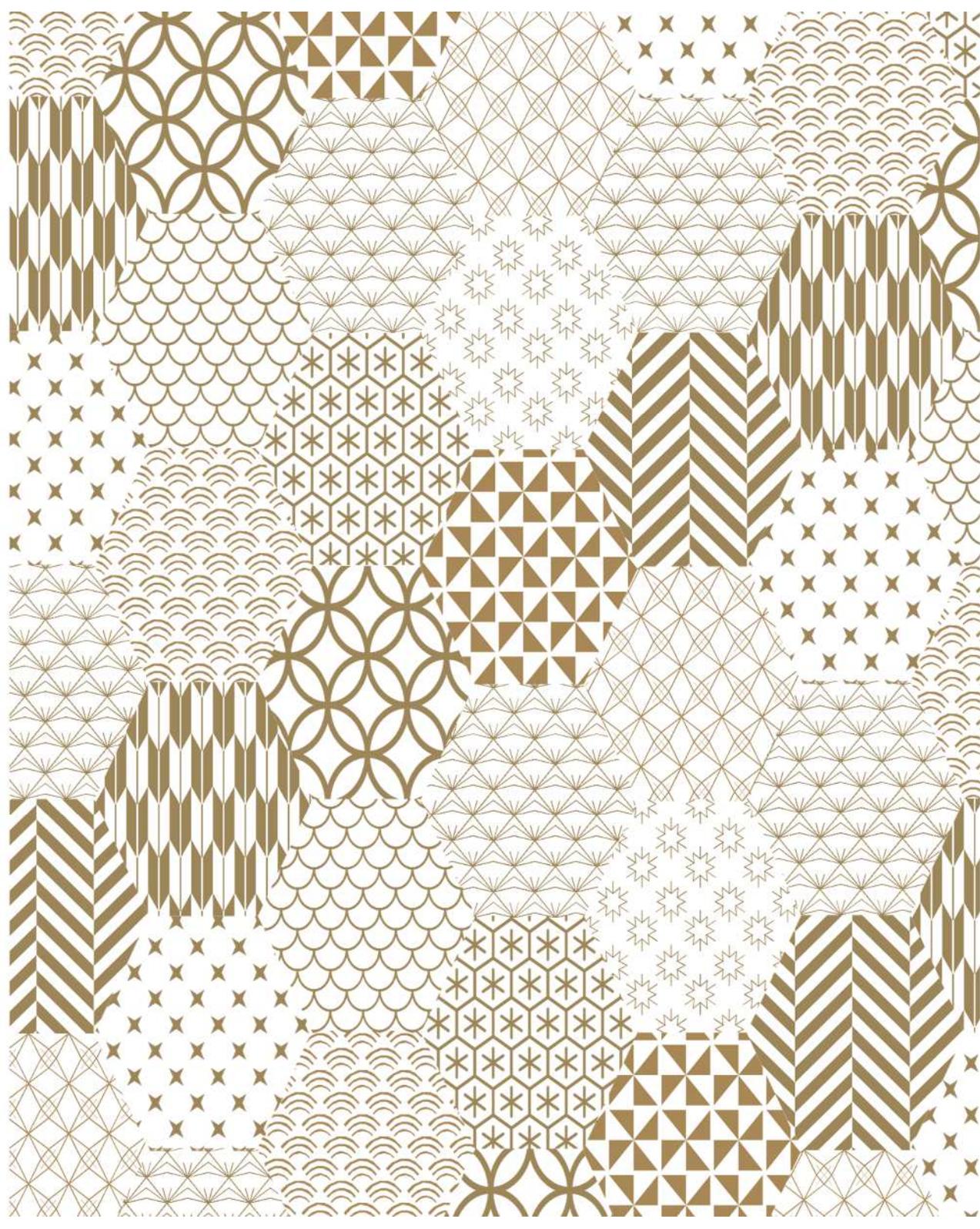
標準化の戦略的活用と 新市場創造型標準化制度 について

自社の製品・サービスの“良さ”
を公開して、普及させる



一般財団法人 日本規格協会
標準化アドバイザー 宮崎 正治

2025.2.13



（一財）日本規格協会は、日本規格協会グループの一員として、70有余年にわたり「標準化および管理技術に関して、その開発、普及および啓発などを図り、もって社会経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与する」という目的を達成するため活動しています。

- 本部： 東京都港区三田3丁目11-28三田Avanti
- 理事長： 朝日 弘
- 設立： 1945年12月6日 商工大臣設立許可
- 事業内容： 日本産業規格（JIS）、JSA規格等の開発
国際規格（ISO・IEC）の開発
標準化の普及 品質管理検定（QC検定）の実施等



1. 標準化とは？

- 標準化とは、「もの」や「事柄」の単純化、秩序化、試験・評価方法の統一により、成否やサービスの互換性・品質・性能・安全性の確保、利便性を向上するもの。
- 我々の身の回りには、標準化にまつわるものが多くあり、欠かせない存在。

互換性、品質の確保

形や寸法が統一され、
どこでも、誰でも利用できる



情報・認識の共有

誰でも一目で特定のものとして
認識できる



安心・安全の確保

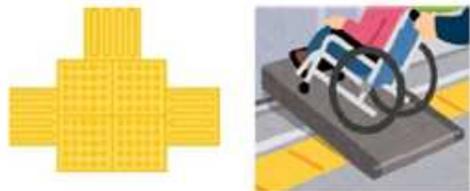
形や寸法の統一、一定の強度の要求
により、安心かつ安全に使用できる



リチウムイオンバッ
テリーの発火防止
幼児対策でロック付、
回転ホイールも堅く

高齢者・障害者への配慮

ものに接触するだけで判別できる
日常生活での障害を取り除く



点字ブロック
車イススロープ

環境保護

環境にやさしい



省エネルギーラベ
ル(省エネ目標表示)
様々な地球環境
配慮マーク

利便性向上

生活をより豊かにするもの

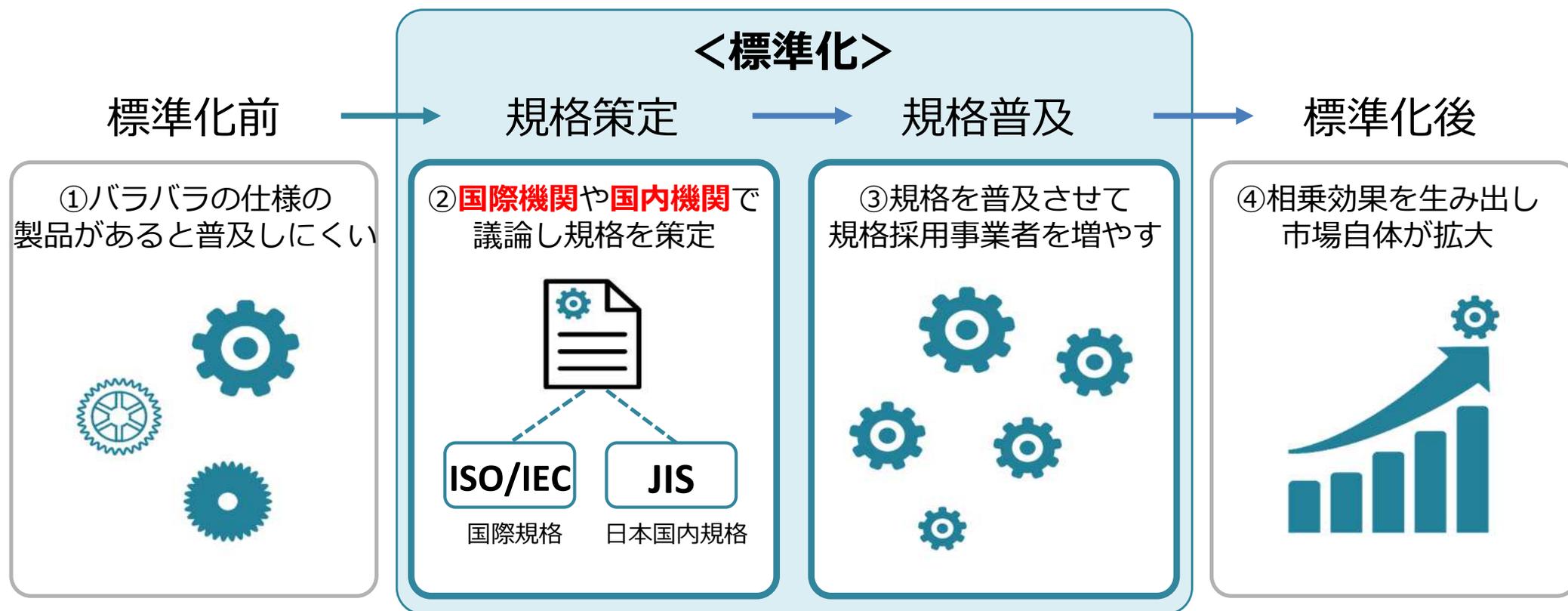


形態安定加工
QRコード

2. 標準化の定義

普及させて“市場拡大”

- 標準化とは、(一般に)一定のメンバーの合意を得て規格(技術仕様書)を**策定**し、当該規格を**普及**する行為。
- 本資料では、ISO/IEC(国際標準規格)、JIS(日本国内標準規格)を中心に標準化を説明する。



3. 近年の標準化動向

“企業”が“標準化”を提案

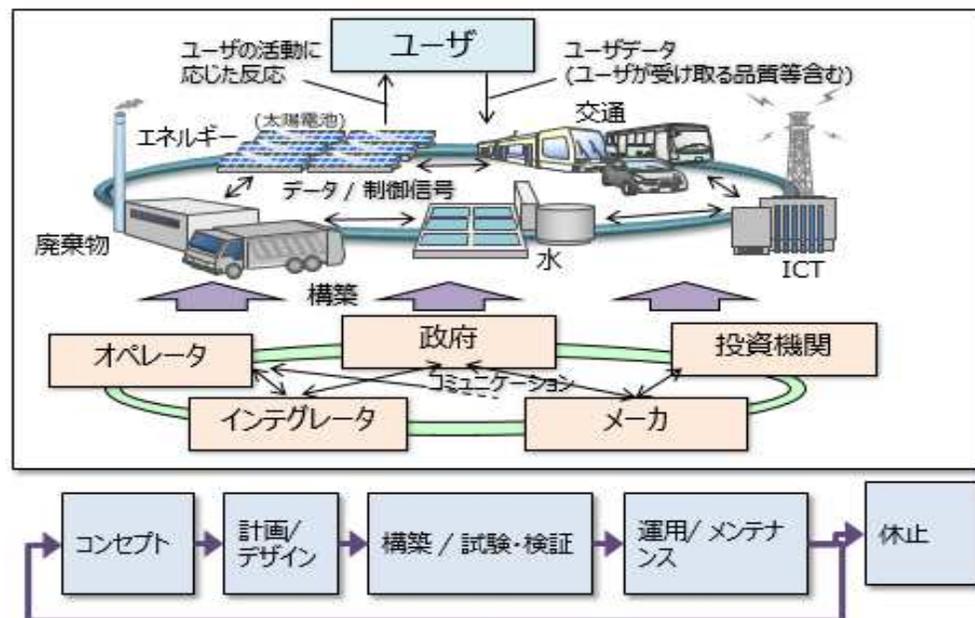
- 国や業界団体・学会が中心となって制定される従来型に加え、中小企業を中心に個社の「尖った技術」を客観的に裏付ける **“新市場創造型”** の規格開発が始まる。
- 2019年7月に“工業標準化法”が“産業標準化法”へ改正され、その対象が鉱工業分野からサービス、社会インフラにまで拡大。

JIS B7271:2019 携帯形微生物観察器 株式会社 mil-kin (東京都、従業員7人)

食品加工工場や調理現場において汚れや菌を現場で即時確認することが可能となる携帯形微生物観察機器の性能特性評価等を標準化



ISO 37155:2021 “スマートコミュニティインフラストラクチャの統合と運用のためのフレームワーク”



スマートコミュニティインフラの特徴 (システム、ステークホルダー、ライフサイクル)

4. 製品・サービスの標準化による長所・短所

“○市場拡大”but“×価格低下”

- 標準化は、同一規格の財・サービスを普及させることで相乗効果を生み出し、市場拡大等の長所がある。
- 他方、他社の参入が容易になり競争性が高まるなどの短所の面もあるため、何をどのように標準化するのかについて**戦略**を検討する必要がある。

長所 ○

- ✓ 市場創造・拡大
 - ・標準化によって、一定の水準の製品・サービスを提供する事が業者増え、当該市場が拡大する
- ✓ 市場の安定
 - ・標準化によって、粗悪品や類似商品の排除、製品・サービスの質の保証が実現される
- ✓ 競争領域の限定
 - ・標準化された領域では差別化が難しくなるため、標準化されていない領域にリソースを重点配分できる(※)

短所 ✕

- ✓ 参入障壁の低下
 - ・標準化された領域は技術がオープン化されるため、他社の参入が容易になる
- ✓ 価格の低下
 - ・標準化された領域では競争が激化するため、価格が低下する
- ✓ 非標準製品・サービスの排除
 - ・標準化された領域では、標準に外れた製品・サービスの提供が困難になる

※製品・サービスの品質の測り方が標準化される場合は、測り方は差別化が難しくなるが、測られる対象となる品質において差別化が可能となる

5. 標準化と事業戦略

“自社製品の強み”を“公開・普及”

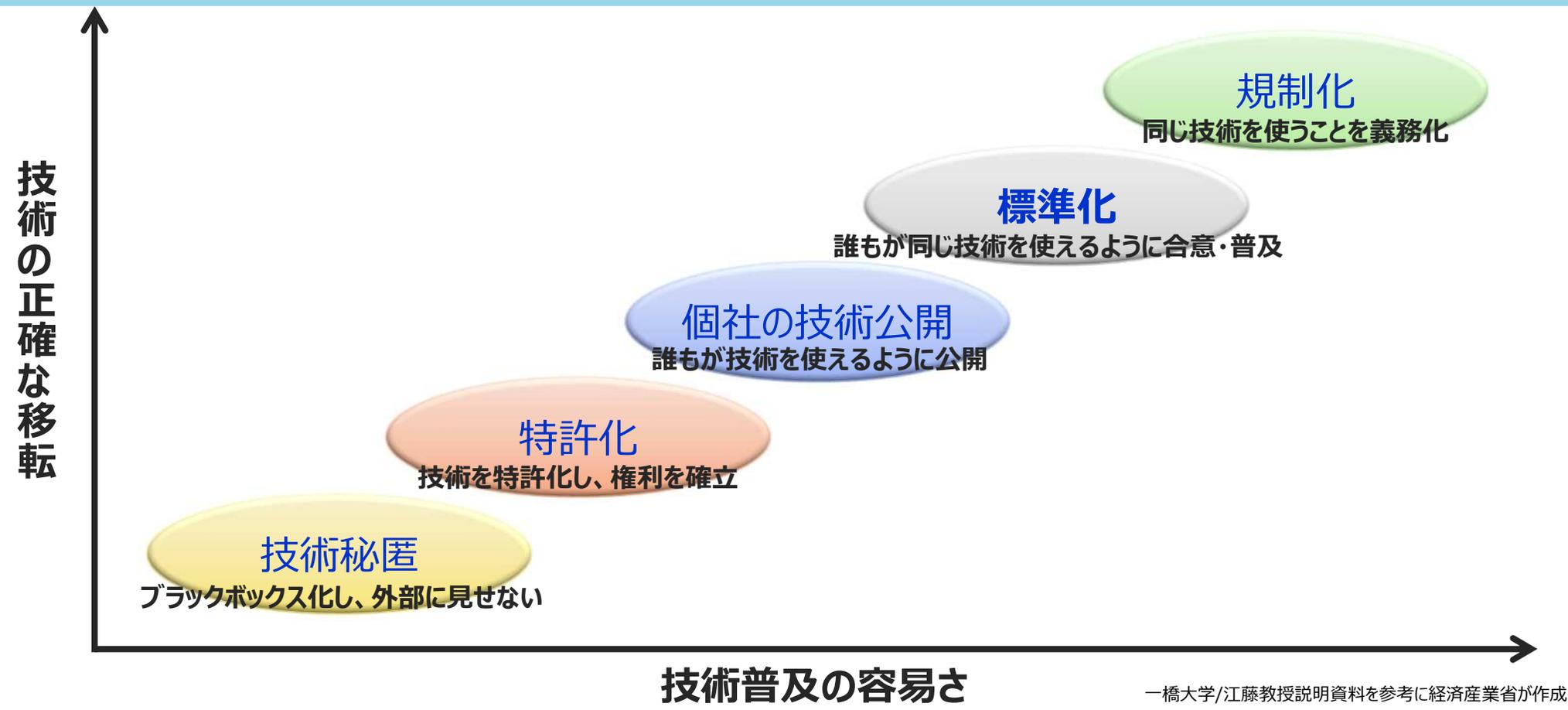
- 標準化は、新しい技術や優れた製品を速やかに普及させるためのツールであり、事業戦略を練る際に欠かせない存在。
- しかしながら、「難しそう」、「よく分からない」、「国や業界団体の仕事であり、作られたものに従うだけ」という声が多くあり、標準化を上手く活用できていない様子がみられる。
- 本資料では、「標準化の意義」、「標準化を活用したビジネスの事例」、「標準化作成のプロセス」などを御紹介し、企業の皆様に「事業戦略上、1つのツールとして標準化を活用できるかもしれない」と検討してもらうことを目的としている。



6. 事業戦略における標準化の位置付け

何を“Open”に、何“Close”に

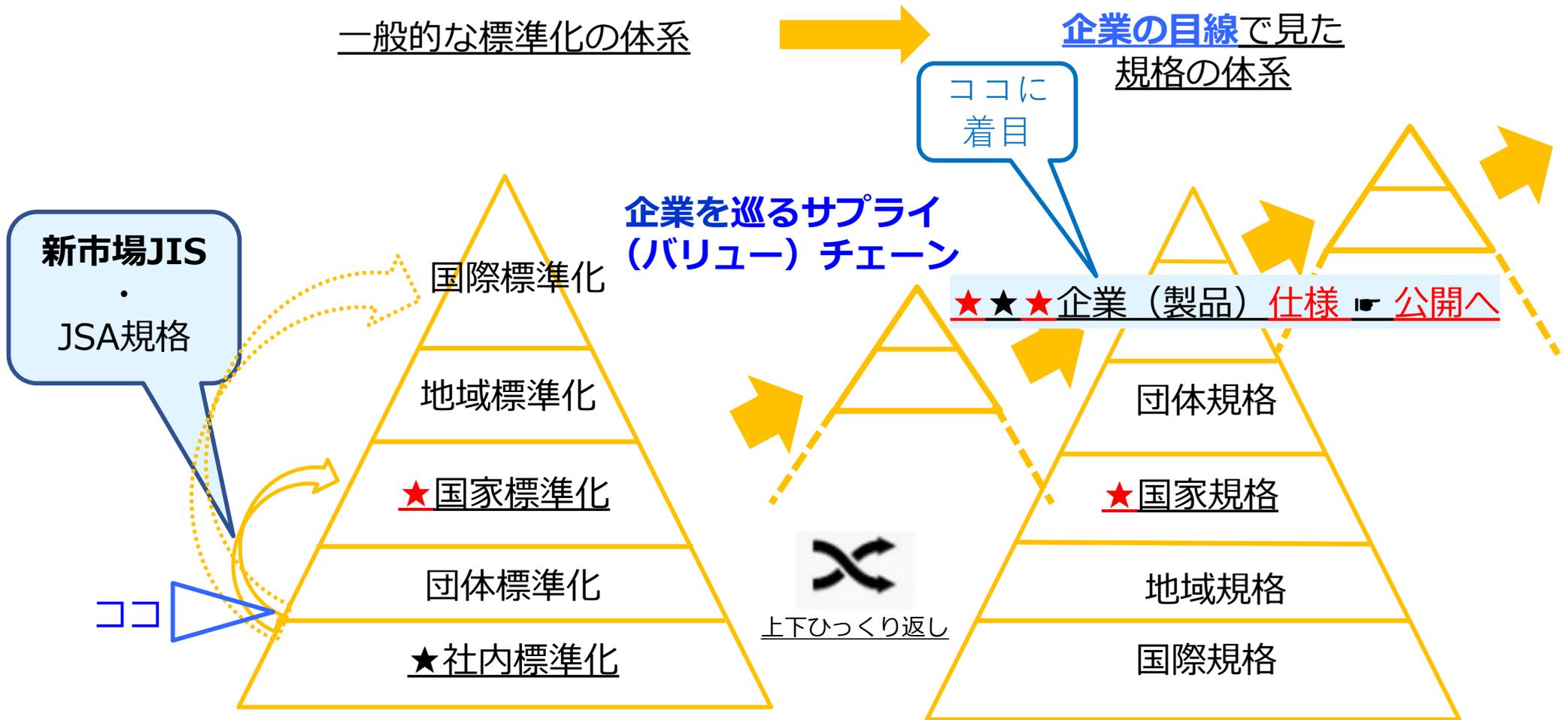
- 自社製品・サービスの戦略を立てる際、製品・サービスに含まれる技術をどのように公開・秘匿するかについて検討することが重要。
- 技術を公開するツールの1つとして「標準化」がある。



一橋大学/江藤教授説明資料を参考に経済産業省が作成

★企業の目線で見えた規格の体系

顧客と交わす“仕様”が“最重要”



（「企業による標準化活動」の典型事例のイメージ）

★★★新市場 J I S等の活用★★★

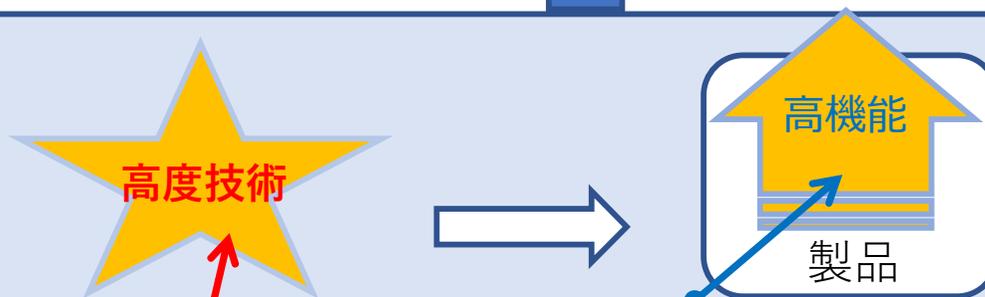
規格が“普及” ← 製品が“普及”

（新市場JIS、
JSA規格等の
標準化制度の
活用）



わが社の、高度の技術（コア部分）を隠しつつ（Close）、実現できる製品・サービスの“良さ”（性能）を、適切な評価方法と共に、標準化（文書化・見える化・公開化・普及化）（Open）して、企業目的を達成する。

（現状・標準
化活動以前）



わが社は、製品・サービスの新（高）機能を実現できる（尖った）高度の技術（知的財産）を、もっている。

MIYAZAKI

【事例：JIS①】性能の見える化による信頼性向上・取引先拡大

- 株式会社mil-kin(旧アクアシステム株式会社)は、食品加工工場や調理現場で汚れや菌を簡易・即時に確認できる携帯形微生物観察器を開発。
- 本製品の性能や品質の信頼を得るために、解像力や堅牢性の基準を標準化。
- 本製品を客観的に評価できる環境の整備により、市場が拡大。

規格作成にあたっての期待・動機

食中毒等事故を減少させるため、様々な現場で簡易・即時に細菌の有無を判定できる製品の市場展開を進めるために、製品の能力・性能を客観的に評価する環境を整えたい。

規格の概要(機能を評価するための試験方法)

携帯形微生物観察器の解像力や堅牢性(耐衝撃性、耐高温、耐高湿性)の基準を定める。 ※照明及び対物レンズは特許化。

効果

装置の性能が客観的に評価できるようになり、取引先の信頼性向上。コンビニなどでの採用が当初はメインであったが、歯周病菌の確認も行えることから近年では歯科医院等新たな市場拡大にも繋がっている。

今後の展開

「JISに基づく製品ならば」と東南アジアを中心に海外市場が拡大。

“見えない・機能”の見える化



【事例：JIS②】 標準化による顧客の信頼獲得・粗悪品排除

- 株式会社ワイピーシステムは、交通事故などで自動車に閉じ込められた時に確実にガラス破碎・シートベルトを切断できる脱出支援ツールを開発。
- 既に流通されている粗悪品を排除し、ユーザーの安心・安全を確保するために、破碎・破断性能の試験方法を標準化。
- 本製品の性能の客観的証明及びJIS認証の取得により、新規取引が拡大するとともに売上が4倍に増加。

自動車の純正部品として採用

規格作成にあたっての期待・動機

事故や水害などにより自動車閉じ込め事故が多発。

従来の自動車用の脱出支援ツールではガラス破碎力が弱かったため、性能基準を作ることで、閉じ込め事故を低減させたい。

規格の概要(機能を評価するための試験方法)

ガラス破碎機能、シートベルト切断機能などの試験方法と性能を定める。

効果

自動車メーカー等との直取引が増え、販路が多様化した。複数の国内大手自動車メーカーにメーカー推奨商品（純正オプション）として採用。教習所や県警等の装備品相談や海外自動車メーカーとの新たな商談も進行中。

売上推移：JIS化前からJIS化後で4倍に増加。

今後の展開

海外市場でも適切な評価を得られる環境整備のため、国際標準化を検討予定。



【事例：JIS③】標準化によるコスト削減・品質向上

- シグマ株式会社は、自動車のシリンダ・バルブボディなどのきずの自動検査装置を開発。
- 各部品メーカーで「きず」の定義が異なるため、標準試験片（物差し）を開発・標準化。
- (欠陥サイズの)測定品質の証明を図り、装置の販売環境を改善。同時に、メーカー側の過剰品質の低減や生産性の向上に寄与。

規格作成にあたっての期待・動機

目視検査による曖昧さと品質基準の曖昧さが円滑な取引の妨げになっていた。標準試験片で品質基準を定め、検査装置を普及させ生産性を向上させたい。

規格の概要(機能を評価するための試験方法)

自動車部品等の加工穴内面のきずを自動検査する装置の評価や校正に使用する標準試験片を定める。

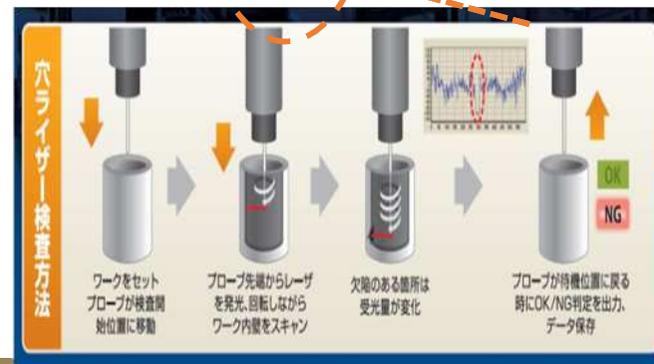
効果

品質基準の明確化で、取引先の歩留まりが10%改善。
検査装置の正確性・信頼性を短時間で顧客に理解いただけるようになった。これに伴い検査装置の売上げが増加。
売上推移：2017年(JIS作成前)から2020年(JIS化後)で1.4倍に増加。

今後の展開

製自動車分野に限らず、航空・宇宙分野など、他の分野にも幅広く展開していく。

検査自動化で歩留まり向上



- ダイキン工業株式会社は、国際標準化を通じた自社製品の普及を戦略的に実施。
- 諸外国に国際標準規格の規制への採用を働きかけ、ビジネス環境の改善を実現。

規格作成にあたっての期待・動機

ダイキン工業は、燃えにくく(安全性が高く)、温暖化影響も小さい冷媒「R32」を自社空調機へ採用していた。しかし、当時の国際標準(ISO)の冷媒安全分類規格では「可燃」に分類されてしまい、「R32」を採用する空調機の普及の障壁となっていた。

規格の概要(機能を評価するための試験方法)

ISOの冷媒安全分類規格に「微燃」を追加。また、微燃性冷媒の適切な取扱要求事項についても標準化。

効果

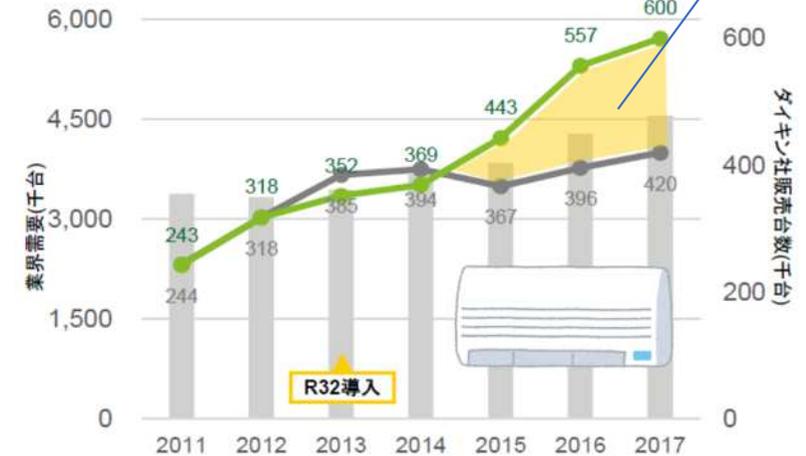
インドの国内規制に当該国際規格が引用されること等を通じて、5年間で販売台数が36万台増、売上高が約151億円増。

インドにおける規制への規格引用を通じたダイキン社エアコンの売上に対する効果

緑線：販売台数の実績値の推移

灰色線：規格引用がない場合の販売台数推計値の推移

売上高約151億円



デロイト・トーマツコンサルティングの試算

以前のカテゴリ

	A 低毒性	B 高毒性
高可燃	3	3
可燃	2	2
不燃	1	1



実現した新カテゴリ

	A 低毒性	B 高毒性
高可燃	3	3
可燃	2	2
微燃	2L	2L
不燃	1	1

R32

※数字は燃焼性のカテゴリを示している。

◆規格開発の五つのステップ

(★重要★)

(★重要★)

① コンセプト創造 – 規格開発の目的 (事業戦略) の特定

(「何(機能)」を規格にするか。) (規格にして「何(目的)」をするか。)

② 規格基本設計 – 規格の骨格 (スケルトン) の作成

③ 規格開発エンジニアリング (合意形成)

– 1 規格のドラフティング (Drafting)

– 2 規格案のレビュー (Review)

– 3 規格案の妥当性確認 (Validation)

④ 規格の調整・仕上げ (Verification)

⑤ 規格の維持・普及

◇ “性能” – “評価” の軸
◇ 公的規格の活用
(基本規格・類似規格・強制法規)

(参考) 「規格をつくる」ことは、「製品等の仕様を決める」という意味合いで、「製品設計」とほぼ同じ行為 (似ている)。
⇒ “ISO9001 : 2015の8.3(製品及びサービスの設計・開発)”のステップ (手順) が参考になる。

◆規格開発の目的（事業戦略）の特定（★重要★）

事業目的（戦略）達成のため、

- ◇ 開発製品等の内外の、**技術**動向は？ **市場**動向は？
- ◇ 関係する**法令・規制**はあるか？ ⇒ 必要遵守事項
- ◇ **類似規格**はあるか？ ⇒ ダブルスタンダード（無理）
（⇒ 参考になる規格（JIS,ISO,業界規格他）,引用できる規格）

■ “何（どんな機能）を規格化” するか？

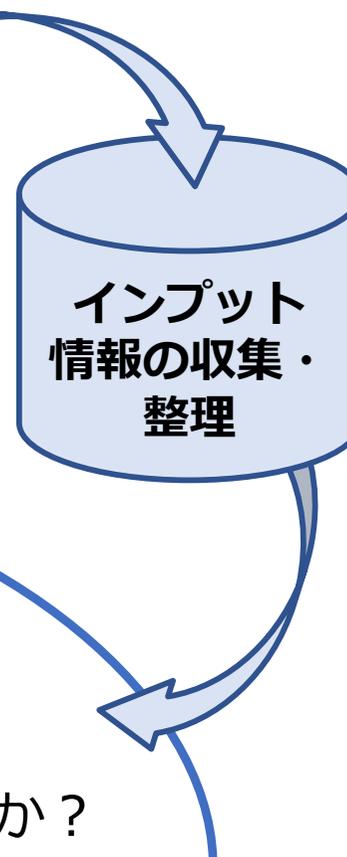
⇒ 例えば、自社の優位**技術**を活かす製品・サービス**機能**

⇒ 例えば、重要な**顧客**が求める製品・サービス**機能**

■ **（事業戦略）** “規格”を作って、“何（目的）”をするか？

- どんな、**効果（チャンス）**を期待するか、**リスク**が想定されるか？

※ 洗い出したインプット情報間での、相反する部分の調整が必要となる。



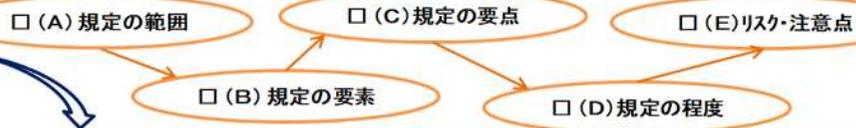
◆ 規格の骨格（スケルトン）の作成（★重要★）

- インพุット情報の 相反部分 の解決
 - 規格の **名称・種類** の決定 ⇒ 製品規格、試験(評価)方法規格等
 - 規格の 適用範囲 の特定 ⇒ 製品の **用途** (車、家電、建材…)等
 - 規格の 規定要素・水準 の決定
- ⇒ ★★ or ★ : アピールしたい機能(適切な **性能** と **評価(試験)方法**)
- ⇒ ◆ : 安全・安心的要素 (法令規制事項は必須)
- ⇒ 該当あれば“環境配慮要素”、“高齢者・障害者配慮要素”等
- 規格開発段階での懸念の想定 (コンセンサス形成上の課題等)
- ※敢えて規定しない部分も要考慮! (“**Open - Close** 戦略”)
- ☞ 開発製品の規格スケルトンを創るイメージ (資料5)

規格の骨子をしっかりと創る

市場・技術の状況等
(インプット情報)

- A-1顧客ニーズ:(顧客・市場は、"何"を求めているか) @@@
- A-2他社動向:(同業他社の動向は) @@@
- A-3(基本・類似)規格の有無:(JIS・業界規格・過去の自社仕様) @@@
- A-4対応国際規格の有無:(海外規格を含めて) @@@
- B-1技術の優位性:(世間の技術動向・自社の技術の水準) @@@
- B-2知的財産との関係:(関係する特許・わが社の強味) @@@
- B-3調査・試験の必要性:(妥当性確認(Validatin)の必要性) @@@
- C-1法令・規制との関係:(該当する法規は何か、何が遵守要件か) @@@
- D-2経営トップの意向:(会社方針・市場戦略) @@@
- D-1標準化戦略:("Open" - "Close" 戦略) @@@
- D-3規格開発の目的:(規格を作って"何"をするか) @@@
- D-4収益拡大への寄与:(市場がどの程度広がるか) @@@
- E-2社内合意形成手順:(横断的コミュニケーションの場) @@@
- E-1社内各部門との調整:(営業、開発、購買、製造、品証等) @@@
- F-1人・財・コスト:(リソースをどの程度投入するか) @@@
- F-2製造等関連規格の整備:(設備管理、生産管理、工程管理他) @@@
- F-3品質管理等関連規格の整備:(QC工程表、検査規格他) @@@



- < I > : 開発商品の市場提供の可能性? 自社技術の優位性? ★提案商品の「コンセプト」をどうする?
○: @@@@
- < II > : 規格開発のテーマ? 「何」の「何」を規格化する? ★市場(顧客)にアピールしたい機能は?
○: @@@@
- < III > : 規格の種類と適用範囲? 「製品規格」or「試験規格」? ★用途の絞込み(自動車, 建築用...)?
○: @@@@
- < IV > : 規格構成? 適切な「性能特性-評価(試験)方法」の軸? ★提案製品の機能優位性の見える化?
○: @@@@
- < V > : 規格開発上のリスク? 敢えて規定しない部分の考慮? ★合意形成過程での懸念事項は?
○: @@@@

資料5

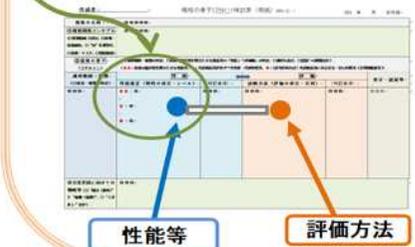
規格構成
(アウトプット事項)

- 規格名称
- 適用範囲・種類
- 用語・定義
- 製品機能仕様等
 - 性能
 - 成分・化学・物理的性質
 - 構造
 - 形状・寸法
 - 外観
 - 材料
 - 包装
- 表示・説明書
- 製品評価(試験)方法
 - 試験方法
 - 試験条件
 - 試薬・材料
 - 装置・器具
 - 試験手順
 - 試験報告書
- 社内規格類(非公開部分)
 - 製品図面
 - 部品図面
 - 購買規格
 - 生産管理
 - 工程管理
 - 設備管理
 - 教育訓練
 - 品質保証

規格スケルトンのイメージ

”何(機能)”を規定(open)するか!

- 1 ★★ 技術の優位性を際立たせる機能等
- 2 ★ 当該製品等が有すべき実用・代用特性等
- 3 ◆ 当該製品等の安全・安心・環境配慮要素
- 4 ・ その他の必要規定要素



規定要素のコア(機能)

性能等
評価方法

雲の部分はあえて規定しない戦略的部分(close)を示している

③-1/3 規格のドラフティング (Drafting)

- 規格要素ごとの規定の肉付け
- 規格開発の目的の確保
- 規格要素間の整合性確保

※規格の主な規定要素

(共通要素)	「規格名称」	「 適用範囲 」	「引用規格」	
	「用語・定義」	「記号・略号」	「付属書・参考文献」	「(解説)」
(製品規格)	「 性能 (実用特性・ 代用特性)」		「物理的性質」	
	「構造」	「形状・寸法」	「外観」	「材料」
	「 表示 ・(取扱) 説明書」			「包装」
(試験方法)	「原理」	「試験条件」	「試薬・材料」	「装置・器具」
	「試料・試験片」	「試験手順」	「試験報告書」	「検査方法」

(参考) 製品規格における“性能”及び“試験方法”の規格作成上のポイントを、後で説明します。

③-2/3 規格案のレビュー

⇒(規定するスペックのレビュー(Review))

- 各立場から **関係者の参画**
- 関係者がもつ **知見の集約**
- 関係者間の **利害の調整**
- 関係者による **合意の形成**

コンセンサス
 の醸成
 [ワークショップ]
 [委員会活動]
 [パブリックコメント]



※ 企業内でも、部署間の利害調整等のためのレビュー (review) は重要！

③-3/3 規格案の妥当性確認

⇒ (規定するスペックの妥当性(実現性)の確認 (Validation))

- 意図した効果が発揮できるか 実証試験 (ラウンドロビン) 等



④ 規格の調整・仕上げ ⑤ 規格の維持・普及

④ 規格の調整・仕上げ (Verification) ⇒ (文章校正, “中砥”・“仕上砥”)

- 読み手に 確かに伝わるか
- 一意性・論理性 ⇒ (“及び”・“又は”の使い分け等)
- 様式・用語・用字他 ⇒ (◎ “首尾一貫”、× “竜頭蛇尾”)

※ JIS Z 8301: 2019 (規格票の様式及び作成方法)

- ・ JIS原案作成の手引き (JSA)

☞ JSAのHP (https://www.jsa.or.jp/dev/iso_domestic02/) 参照

⑤ 規格の維持・普及 (メンテナンスと目的達成)

- 変化への対応 (外部・内部)
- 内容の見直し (適切な内容更新と履歴管理 < “Integrity” の確保 >)
- コンセンサスの深化・拡大 (PAS ⇒ JIS ⇒ IS)
- 規格を 普及させる 努力 (“普及した規格” が “良い規格” !!)

“社会実装”の実現!

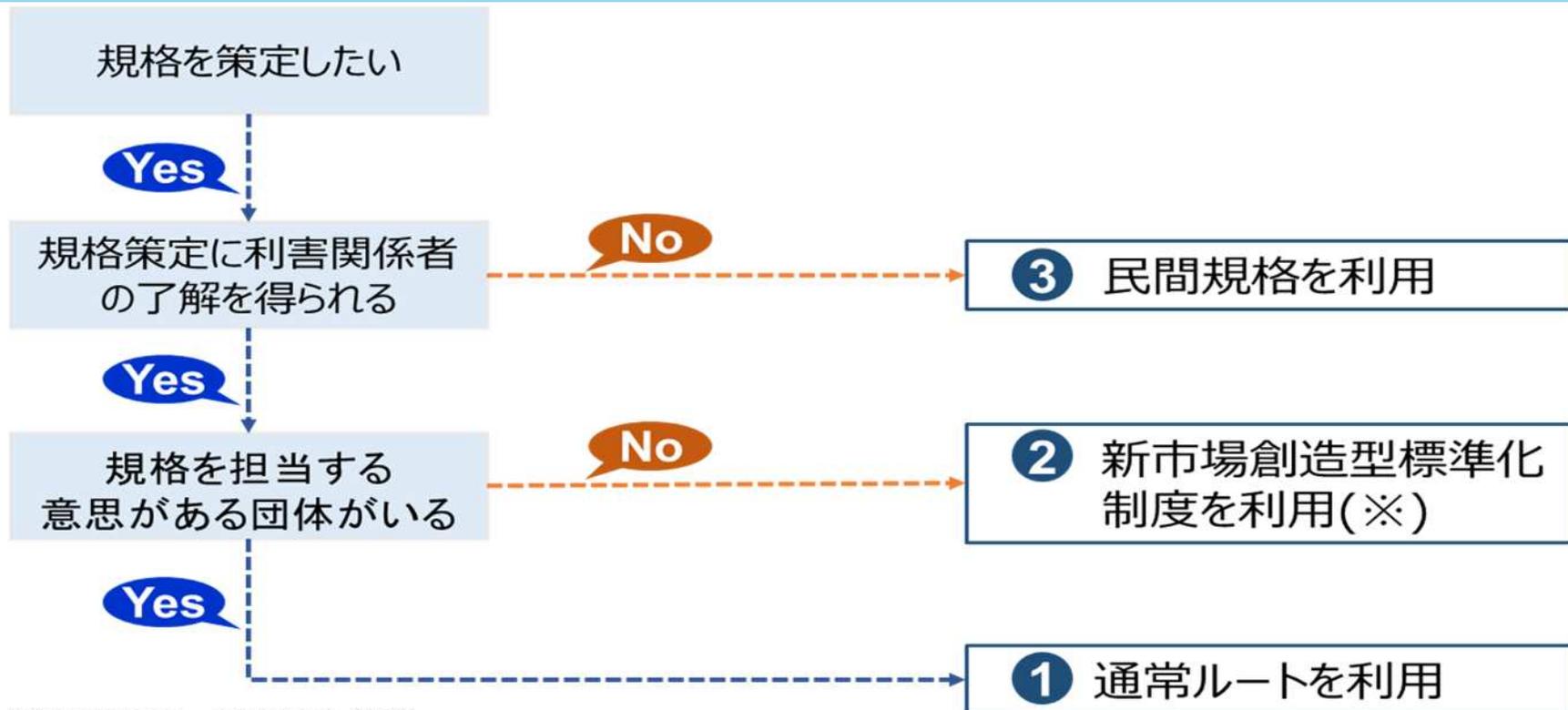
普及の
努力

規格のリリース



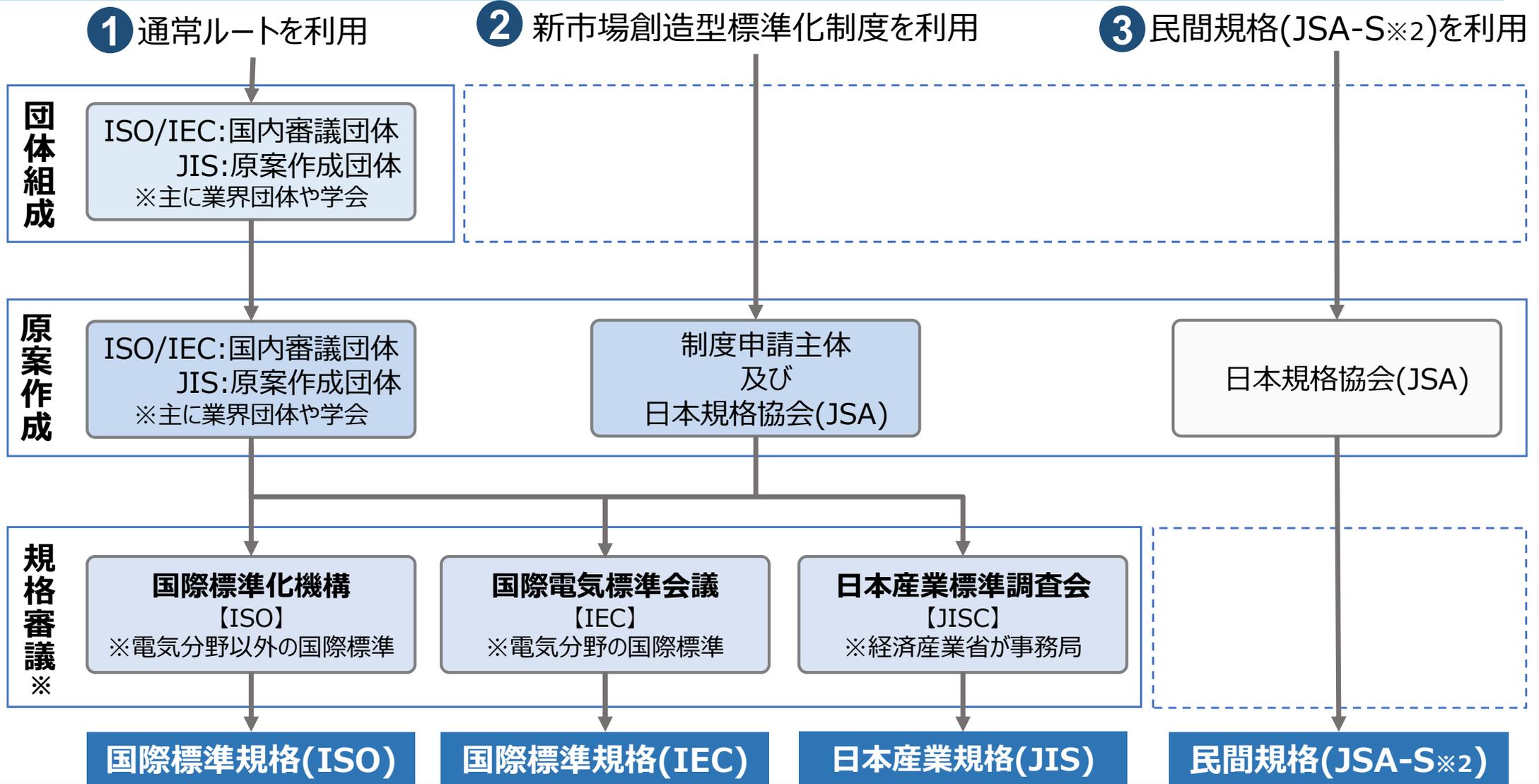
7. 標準化の活用方法：規格策定の進め方①

- 規格策定には、当該規格を担当する(し得る)業界団体等を通じて規格原案作成や利害関係者の調整を行い、規格の種類(ISO/IEC/JIS)に応じた機関へ申請することが必要。(①通常ルート)
- 規格を担当する意思がある団体がいない場合は「②新市場創造型標準化制度」、利害関係者の調整が難しい場合は「③民間規格」を利用することも可能。



8. 標準化の活用方法：規格策定の進め方②

- 主な規格策定は、以下の過程で進めることが可能。



※:利害関係者の一定の合意がなければ ISO/IEC/JISCの規格審議を通過することはできない

※2: JSA-Sは日本規格協会(JSA)が作成している民間規格。民間規格の策定は「標準化」ではなく「個社の技術公開」に該当するが、民間規格を原案として利害関係者の了解をとり、ISO/IEC/JISC等に申請することも可能



9. 標準化の活用方法：①通常ルートを選択する場合

- ①通常ルートを選択する場合、以下の提供・実現が必要となる。

<人材・業務対応>

- 規格作成担当者(技術者等)等による規格原案作成・審議対応(提案内容の説明・質疑等の対応)

<所要時間>

- 国際標準化：約3.5年、国内標準化：約2年 ※上記所要期間は、規格作成、審議の難度等により伸縮する。

<費用>

- (規格作成前)自社負担(人件費、旅費、試験費等)
- (規格作成時)業界団体年会費によって支出されることが多い。 ※業界団体によって負担額は異なる。

<コンセンサス>

- 作成しようとする規格の利害関係者(業界団体、競合他社、有識者等)のコンセンサスが必要。

<保有している関連情報の提供>

- 規格原案作成に必要な自社技術・製品等の試験・評価データの提示
- 関連特許の情報提供
- (進出を想定する市場の規制動向)

<規格に特許が含まれる場合>

- 策定する標準に特許技術を含める場合、原則、当該特許についての「無償(FREE)」又は「合理的かつ非差別的条件(RAND)」での実施許諾

<社内戦略検討・体制整備>

- 何を技術秘匿し、何を特許化し、何を標準化するかの整理
- 経営層の説得・積極的な関与
- 規格原案作成作業に参画する技術者の選定

①毎年約500規格制定(改正)

- ※ 標準化提案の内容が、政策目的に合致する技術・製品・サービスであれば、国費による支援を受けることが可能である。

10. 標準化の活用方法：②新市場創造型標準化制度を利用する場合

- 「新市場創造型標準化制度」とは、既存の業界団体等では対応が出来ない、複数の関係団体に跨がる融合技術や特定企業が保有する先端技術に関する標準化を進めるための制度である。
- 本制度を利用することで、業界団体等から積極的な協力が得られない場合でも規格策定に挑戦することが可能となる。

【新市場創造型標準化制度の主な採択条件】

②これまで63件採択

- ① 標準化提案の内容が、新市場の創造や産業競争力の強化といった政策目的に合致すること。
- ② 標準化提案の内容が、JIS規格として、又は、ISO/IECにおける国際標準として適切に取り扱われるものであること。
- ③ 当該新技術等に関する団体が、以下のような場合により、原案作成団体又は国内審議団体を引き受けることが困難であること。
 - ・制定しようとする規格の内容を扱う業界団体が存在しない場合
 - ・制定しようとする規格の内容を扱う業界団体は存在するが、その規格作成の検討が行われていない、行われる予定がない場合
 - ・制定しようとする規格の内容が複数の業界団体にまたがるため調整が困難な場合

※新市場創造型標準化制度の採択は、規格策定を約束されるものではない点に注意。原案策定過程での利害関係者の反対や、規格審議における議論の行方によっては、規格が策定できない場合もある。
※本制度の対象となる規格は、ISO/IECの場合は経済産業省専管・共管、JISの場合は経済産業省専管のものが対象となる。

10. 標準化の活用方法：②新市場創造型標準化制度の活用プロセス

• 新市場創造型標準化制度を活用される場合は、以下のプロセスで進められる。

① パートナー機関やJSAの標準化アドバイザーに事前相談・検討

- 課題等の整理、標準化することの妥当性、規定したい内容の検討など。
(関係団体や技術流出、自社の知財戦略との関係など)

② 新市場創造型標準化制度の活用申請

- 新市場創造型標準化制度活用案件報告書(希望テーマ・内容、自社概要等を記入)の作成。
- 日本産業標準調査会(JISC)へ提出。

③ JISCによる本制度活用について審議・採択決定

ポイントは③の採択

- JISCにて、制度申請主体が申請内容の説明、質疑対応等。 ※制度に採択されたことをもって規格の制定が実現できるとは限りません。

④ 国内外調整・規格原案の作成

- JISは、JSAが設置する原案作成委員会で、規格原案を作成。
- ISO/IECは、海外関係者への働きかけ・意見調整等を通じて賛成国の確保し、規格原案を作成。

⑤ JISC/ISO/IECによる審議

- JSA等と共にJISC/ISO/IEC会議に出席し、提案内容の説明・質疑対応等。

⑥ 規格(JIS/ISO/IEC)策定

- ⑤審議後、所定の手続きを経て、規格(JIS/ISO/IEC)策定。

10. 標準化の活用方法：②新市場創造型標準化制度を利用する際の負担

<人材>

- 規格作成担当者(技術者等) ※最低1名以上は必要。

企業の負担もあるにはある

<業務対応>

- 制度活用の申請のために必要となる「新市場創造型標準化制度活用申請書」の作成
(申請書作成に当たって、規格策定効果の根拠集め、データ整理、市場調査等も実施。)
- JISCの本制度活用審議での申請内容の説明、質疑対応等
(必要に応じて、)作成しようとする規格の利害関係者(業界団体、競合他社、有識者等)のコンセンサス形成及び原案作成委員会委員選定の調整対応
- 規格原案作成・審議対応(提案内容の説明・質疑等の対応)

<所要時間>

- 国際標準化：約3.5年、国内標準化：約2年 ※上記所要期間は、規格作成、審議の難度等により伸縮する。

<費用> JIS(試験あり):平均1,200万円、JIS(試験なし):平均550万円

※日本規格協会に委託した場合(ISO/IEC案件は件数が少ないため要相談)

- 原案作成委員ではない自社社員の人件費・旅費、関連する試験費(市場・他社動向調査)等
※原案作成に係る経費(委員会開催、技術調査、試験等)や国際規格等の翻訳費、通訳費等の一部は国費による支援あり。

<コンセンサス>

- 作成しようとする規格の利害関係者のコンセンサスが必要。

<保有している関連情報の提供、規格に特許が含まれる場合、社内戦略検討・体制整備>

- P23①通常ルートに同じ。

10. 標準化の活用方法：③JSA規格（JSA-S）を利用する場合

- JSA-S(JSA Standards & Specifications)とは、自社の要望に応じて、日本規格協会(JSA)が迅速に開発する民間ベースの規格である。
- 規格開発の受け皿が存在しない案件やサービス分野等これまで実現できなかった規格策定が可能となり、案件によっては、JSA-Sを有効活用できる。

- <人材・業務対応> 規格作成担当者 1名(技術者等)による規格原案作成
- <所要時間> プロジェクトの採択から最短3ヶ月以内で規格策定が可能である。
- <費用> 平均300~400万円
- <コンセンサス> 不要 ※ただし、作成しようとする規格の賛同者(有識者等)3名以上及びパブリックコメントの実施が必要である。
- <保有している関連情報の提供、規格に特許が含まれる場合、社内戦略検討・体制整備>

P23①通常ルートに同じ。

②現在、23件 発行

【事例】 JSA-S1202 シェアリングエコノミー – オンラインプラットフォームの運用 – 仕様

規格作成にあたっての期待・動機

オンラインで個人等が保有するものやサービスを安全・安心に提供・利用ができるようにする。

規格の概要

個人等の取引のためのプラットフォームへの登録、サービス内容の提示、結果のフィードバック等の運用のための規定

今後の展開

2019年1月にISO/TC324が設置され、日本が議長国/幹事国としてIS化を推進。

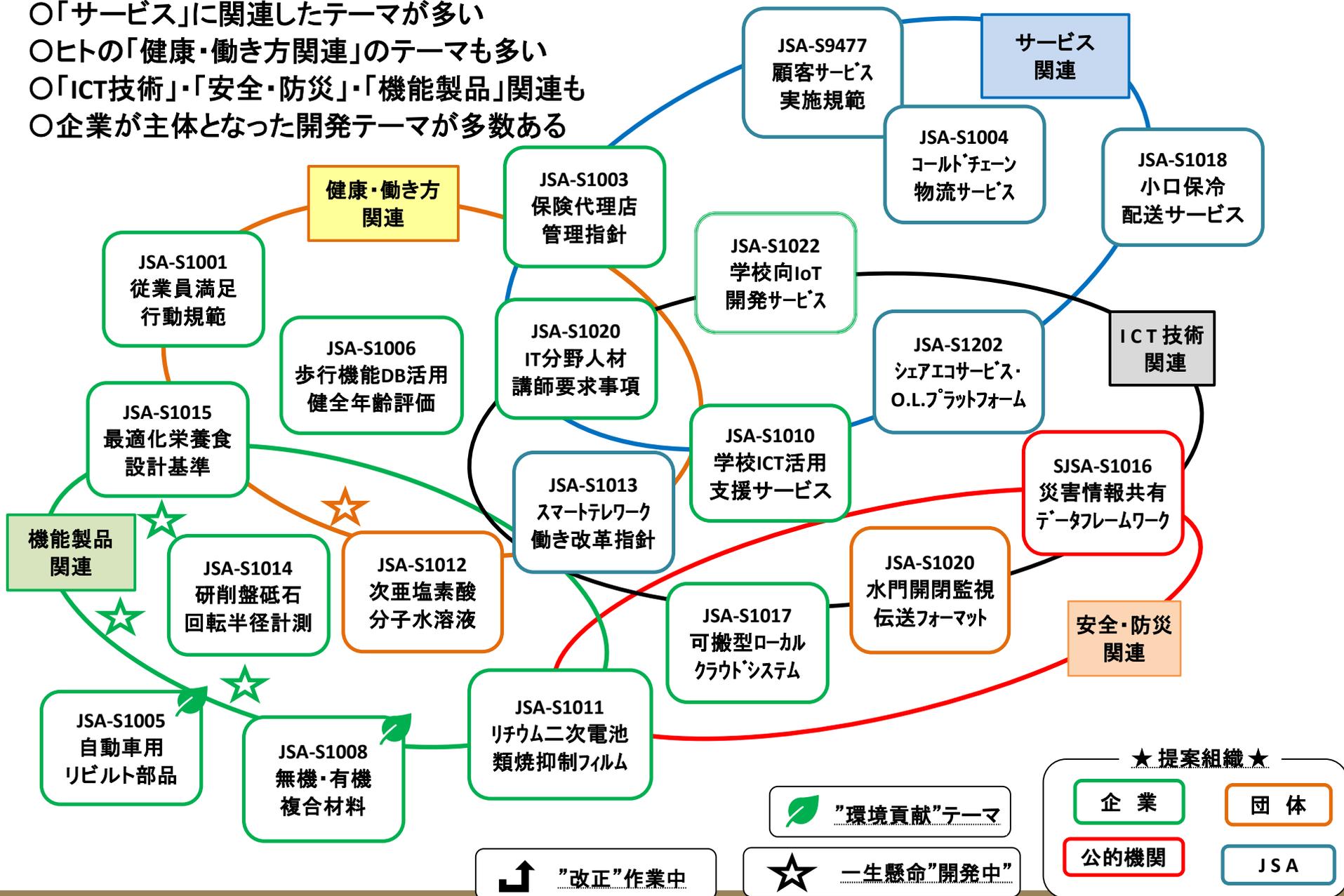


※協同開発したBSI PAS 202:2019に基づいた規格である。

JSA規格の特徴

様々なテーマの民間規格

- 「サービス」に関連したテーマが多い
- ヒトの「健康・働き方関連」のテーマも多い
- 「ICT技術」「安全・防災」「機能製品」関連も
- 企業が主体となった開発テーマが多数ある



11. 標準化の活用方法：①～③のまとめ

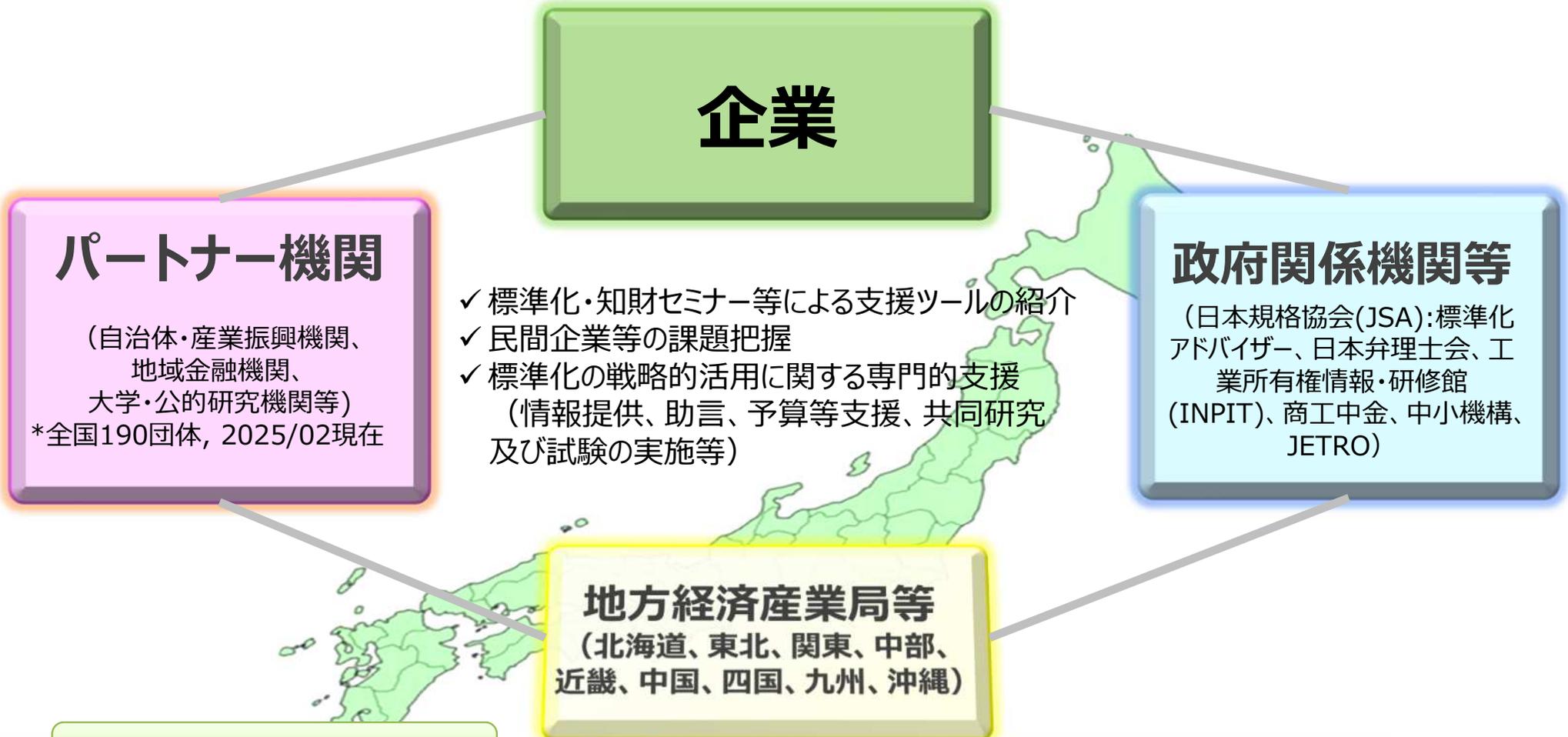
自社の戦略に応じて選択

	①通常ルート	②新市場創造型 標準化制度	③JSA-S
人材	規格作成担当者(技術者等) ※最低1名以上は必要。		規格作成担当者1名
業務対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規格原案作成・審議対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「活用申請書」の作成 ▶ JISCの本制度活用審議対応 ▶ 規格原案作成・審議対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規格原案作成
所要時間	国際標準化：約3.5年 国内標準化：約2年 ※規格作成、審議の難度等により伸縮する。		最短3ヶ月以内
費用	規格作成前：自社負担 規格作成時：業界団体年会費 ※業界団体によって負担額は異なる。	JIS(試験あり)：平均1,200万円 JIS(試験なし)：平均550万円 ※日本規格協会に委託した場合 ※ISO/IEC案件は件数が少ないため要相談	平均300~400万円
コンセンサス	要 作成しようとする規格の利害関係者(業界団体, 競合他社, 有識者等)		不要 ※作成しようとする規格の賛同者(有識者等)3名以上、パブリックコメントの実施等あり。
保有している 関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規格原案作成に必要な自社技術・製品等の試験・評価データの提示 ▶ 関連特許の情報提供 ▶ (進出を想定する市場の規制動向) 		
規格に特許が 含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 策定する標準に特許技術を含める場合、原則、当該特許についての「無償(FREE)」又は「合理的かつ非差別的条件(RAND)」での実施許諾 		
社内戦略検討・ 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 何を技術秘匿し、何を特許化し、何を標準化するかの整理 ▶ 経営層の説得・積極的な関与 ▶ 規格原案作成に参画する技術者の選定 		

12. 民間企業等に対する支援体制について

パートナー機関の役割“大”

地方経済産業局等が“ハブ”となって、地域のパートナー機関(金融機関・大学・公的研究機関等)及び政府関係機関等の身近な主体による標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行うことで、民間企業は「どこでも」「きめ細かく」「専門的に」支援を受けられる。



パートナー機関(190機関)

